河川区域の変更による廃川敷地等 (河川課)......

保安林指定の解除 (周防大島町) (森林整備課)

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課)

(m³ / - O

四四四四

(m³ — 日 〇

連

一四時間

断

続

八

時 間

五四

保安林指定の解除 (萩市) (森林整備課)

目

次

種

類

能

力 構

年予工 月 第 日定手

年予工 月 完成 日定成

年予使 月 開 日定始

間使用時隔間

時リー の日 使当 間用た

の

法

(3m/日) 平成二〇、

平成二〇、

平成二〇、

連

二四時間

変動なし

4月30日

工場又は事業場の名称及び所在地

所

東京都港区東新橋一丁目五番二号

氏名又は名称

三井化学株式会社

(水曜日)

名 称 所在地

三井化学株式会社岩国大竹工場 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号

特定施設に関する事項

種類、構造及び使用時間間隔等

平成 20 年

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)

平成二十年度消防設備士講習の実施 (防災危機管理課)

職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課).....

Щ

П

山口県告示第二百二十三号

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年四月三十日から同年五月二十日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月三十日

山口県知事 =井 関 成

申請者の氏名又は名称及び住所

			/++-		
る分離	に供す	止法施	備考「二	三七一夕	三七一口
る分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。	に供する静置分離器及び廃ガス洗浄施設並びに同表第三十七号の石油化学工業の用に供す	止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用	備考 「三三―二」及び「三三―リ」並びに「三七―ロ」及び「三七―タ」とは、水質汚濁防	(N デ / 日) - 〇、 - 〇、 二〇 - 一、 平成二〇、 平成二〇、 平成二〇、 平成二〇、 平成二〇、 平成二〇、 平成二〇、 平成二〇、 十二、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(㎡/田四 "
	設並びに同	十八号) 別	に「三七—	〇成二〇、	"
	.表第三十七日	表第一第三-	口」及び「一	平 一成二 〇 一	"
	号の石油化	十三号の合	二七一タ」	"	"
	ジー ジー ジー ジー ジー ジー ジー フェー アート アート アート アート アート アート アート アート アート アー	[成樹脂製洗	とは、水質	"	"
	用に供す	造業の用	質汚濁防	<i>II</i>	"

年 月 日 日 日

設

<u>_</u>

<u>_</u>

常 五

最

九六

四四四

(____)

第 1951 号

No.		No.1		排		五排)ii	舌 生	ì	元	j.	л Е	,	"		"	7	† (種	
力		排水		水		排出水の汚染状態の値及び排出水の量	デセデジタ 五方言	5 记 业	Þ	投	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	加王孚上心 里龟 殳					t /	オイレスペントター			
]	П		П		染状) i	色 殳 	ħ	曹) Ì	色 殳 					2	7 		類	
			通	水素		態の値な	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前		項目	
"	,	八	常最	(水素指数)イオン濃度	排	及び排出					"	t							通	水素イ	
,,	,	九≀七	大	数度	出	水の量	"	七	"	九		_	"	"	"	"	七	四	常是	(水素指数)イオン濃度	汚
		九	通	化学的酸		里	九~七	_ <u>= ≀ =</u>	"	_ O≀,	"	"	"	"	"	八~六	九≀五	八~三	1		水
=	Ξ	<u>-</u>	常最	の酸素要求量	水		九〇・一	四〇七	"	四	"	"	"	t t	,,	四	"	五七	通常	化学的酸素要求量	等
	-	<u>-</u>	-		の		= 0	六〇〇	"		"	"	"		"		"	六六〇	最 ^I	~ mg / ℓ	
		— 四	通常	浮遊	汚		0	0	<i>"</i>	<u>-</u>				— 五 〇	"	= O		ô	大 通	シ軍 浮	の
		<u> </u>	最	(物 ^{mg} 質			<u>-</u>	Ē	— 四	=	=	<u>-</u>	"	"	"	五	"	0.T	常	遊 〜物	汚
t	ı	Ξ	大	€量	染		= 0	五〇		= 0		<u>-</u>	"	"	"	_	"	101	最大	mg /質 /量	染
_	_	_ 八	最大	(mg鉱油 /油類)	状		0	0	_	0	0			_		0				(mg鉱 /鉱 種類	状
			通	窒			"	三	八	"	=	"	"	五〇	"	=	"	五六	大通		
_	_		常	mg	態		"	八	"	"	"	,,	"	"	"	_	"	八	常	窒	態
Ξ	Ξ	五	大	mg / 	တ		"	_ 七	"	"	"	"	"	"	"	五	"	_ - t	最大	〜mg / / * * * * *	တ
C •)		通常		値		"	=		"		"	"	"		11	"	. III · I	通		値
_	_	_		機次 mg / ℓ)			"	_	"	"	"	"	"	"	"	_	"			燐 % mg /	
Ī	5	Ξ	大					九 : 三	"	"	"	"	"	"	"	≡		九 三 三		ℓ	
		三三〇、七六六	通常	担出かの一日当	‡ ; ;		"	一八、五七四	11	一六、九七一	11	110	11	二六四	11	二五四	II	三、四七九	道常	汚水等の一日当	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;
		三四六、七七四	最大	が、 量 m) <u>mini</u> \ 31 \		"	二一、五〇〇	"	10, 1 ∤0	"	110	"	五〇〇	"	-1, 000	"	三、六〇〇	最大	汚水等の一日当たりの量(㎡))

指定理由の消滅

 \equiv

解除の理由

山口県告示第二百二十四号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

平成二十年四月三十日

山口県知事

=

井

関

成

解除に係る保安林の所在場所

大島郡周防大島町大字西方字五反田二八〇、二八一の

保安林として指定された目的 魚つき

山口県告示第二百二十五号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 保

平成二十年四月三十日

П

Щ

成

山口県知事 _ 井

関

保安林として指定された目的 解除の理由 水源のかん養 道路用地とするため

萩市大字佐々並字河原二〇三二の三 解除に係る保安林の所在場所

Ξ

山口県告示第二百二十六号

四号) 第四十九条の規定により、次のとおり告示する。 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第十

に供する。 その関係図面は、 山口県土木建築部河川課及び山口土木建築事務所に備え置いて縦覧

平成二十年四月三十日

山口県知事 井

関

成

河川の名称

保

阿武川水系市川

廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年四月三十日

廃川敷地等の位置

阿武郡阿東町大字徳佐中字上ノ原七六七番五

兀 Ξ 廃川敷地等の種類及び数量

八七七・〇二平方メートル



(一八九)平成二十年度消防設備士講習の実施

度消防設備士講習を次のとおり実施します。 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第十七条の十の規定に基づき、平成二十年

平成二十年四月三十日

山口県知事

=

井

関

成

受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

消火設備 甲種第一類、 甲種第二類、 甲種第三類、乙種第一類、 乙種第一 無又は

乙種第三類

警報設備

甲種第四類、

乙種第四類又は乙種第七類

二 講習の日時及び場所

避難設備・消火器

甲種第五類、

乙種第五類又は乙種第六類

消火設備

平成二〇、 九 五

午後五時まで午前九時三十分から

11

<u>_</u>六

山口中央農業協同組合山口市吉敷四五二五の

所

ター 財団法人周南地域地場産業振興セン 周南市鼓海二丁目一一八の二四

平成 警報設備 日 八 九 午後五時まで午前九時三十分から

山口中央農業協同組合山口市吉敷四五二五の

所

財団法人周南地域地場産業振興セン周南市鼓海二丁目ーー八の二四

避難設備・ 消火器

平成二〇、一〇、二三

11

四四

11

0 時

"

下関市消防訓練センター

山口中央農業協同組合山口市吉敷四五二五の

午後五時まで午前九時三十分から

ター 財団法人周南地域地場産業振興セン 関南市鼓海二丁目一一八の二四

効果測定

工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(三) $(\underline{\hspace{1cm}})$

講習の科目

兀 講習の一部免除

一に掲げる科目の受講を免除する。 一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、

五 受講申請書の提出期間及び提出先

に提出すること。 口市葵二丁目五番六九号 (郵便番号七五三一〇八二一) 財団法人山口県消防設備協会 平成二十年七月十四日 (月曜日) から同年八月二十九日 (金曜日) までの間に、 Щ

提出書類

受講申請書

た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、 出願前六月以内に撮影し

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはるこ 消印をしないこと。

と。この収入証紙には、

その他

部 受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本 山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課 (電話○八三-九三三-二三

> はったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。 六〇) 又は財団法人山口県消防設備協会 (電話〇八三-九二三-七七七八) にするこ 郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を

(一九〇) 職業訓練指導員試験の実施

一項の規定により、 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。 職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。 以下「法」 という。 第三十条

平成二十年四月三十日

所

山口県知事

_

井

関

成

試験を行う免許職種及び試験の方法

Ξ	-	項
除く。)第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種(配管科を第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種(配管科を職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令	配管科	免 許 職 種
方法	学科試験	試験の方法

=試験の日時

平成二十年六月三十日 (月曜日)

指導方法 午前十時三十分から正午まで

関連学科 午後一時から

Ξ 試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁共用第四会議室及び共用第五会議室

兀 受験資格

Ιţ

受験できない。

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。 ただし、 次に掲げる者

法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

による実技試験の全部の免除を受けることができない者 一の表一の項に掲げる免許職種に係る試験にあっては、 法第三十条第五項の規定

の表二の項に掲げる免許職種に係る試験にあっては、 受験しようとする免許職

 (Ξ)

山口県商工労働部労働

県 知県 事庁

定価一箇月

金二千七百円 (送料共)

開発行為に

平成二十年四月三十日

種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関

山口県知事

開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 下松市大字末武上字宮田

三和土地建物株式会社

撮影年月日、氏名及び年 申請前六月以内に撮影し

周南市鐘楼町三番一号

井 関

成

六